

法務局地図作成事業の実施に伴う土地所有者様等へのはがきの送付について(お知らせ)

仙台北務局では、法務局地図作成事業の実施に伴い、本事業実施地区内の土地の所有者及び管理者の皆様へ、以下の内容のはがきを送付しています。

御不明な点がございましたら、当局民事行政部不動産登記部門地図整備・筆界特定室までお問い合わせ願います。

【作業地区】

- 1 仙台市青葉区小松島二丁目
- 2 仙台市青葉区小松島四丁目

各 位	令和 8 年 8 月	
	仙 台 法 務 局	
法 務 局 地 図 作 成 事 業 の 実 施 に つ い て		
仙台北務局では、土地の位置・境界（筆界）を正確に明らかにし、不動産登記法第14条1項の地図を整備するため、令和8年8月から令和10年3月にかけて、仙台市青葉区小松島二丁目及び四丁目地区におきまして、法務局地図作成事業を実施いたします。 事業地区内及び事業地区に隣接する土地の所有者の皆様方には、令和9年4月頃から、境界（筆界）確認のための現地立会など御協力をお願いすることがございます。 つきましては、本事業の目的と意義について御理解を賜るとともに、本事業への御協力をいただきたくお願い申し上げます。 なお、本はがきの送付の件及び事業の概要につきましては、当局のホームページ（https://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/page00001_00182）でお知らせしております。 おって、今後の事業の詳細につきましては、随時御案内させていただきます。		
		
仙台法務局ホームページ	相続登記未了の方はこちら 【相続登記義務化のお知らせ】	住所・氏名変更登記未了の方はこちら 【住所等変更登記義務化のお知らせ】
【問 合 せ 先】 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎 仙台北務局民事行政部不動産登記部門 地図整備・筆界特定室 電話 022-225-5650		